

長期優良住宅に係る手数料（単位：円）

住宅の区分	棟の総住宅数	確認書等 ^{※1} あり			左記以外		
		新築	増改築	建築行為を伴わない ^{※2}	新築	増築等	建築行為を伴わない ^{※2}
一戸建ての住宅		7,000	11,000		39,000	59,000	
共同住宅等 （長屋、併用住宅を含む）	5戸以内	14,000	22,000		96,000	144,000	
	5戸を超え10戸以内	25,000	38,000		154,000	232,000	
	10戸を超え25戸以内	39,000	59,000		305,000	458,000	
	25戸を超え50戸以内	68,000	102,000		556,000	834,000	
	50戸を超え100戸以内	112,000	167,000		968,000	1,453,000	
	100戸を超え200戸以内	187,000	280,000		1,794,000	2,691,000	
	200戸を超え300戸以内	233,000	349,000		2,569,000	3,853,000	
	300戸を超えるもの	256,000	383,000		3,145,000	4,718,000	

※1. 登録住宅性能評価機関の交付する「確認証」又は長期使用構造等の確認結果について記載のある住宅性能評価書

※2. 令和4年10月1日からの長期優良住宅維持保全計画の申請手数料

- ・ 変更申請
上記の表の1/2
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項（譲渡人決定）
2,100円
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第1項（地位の承継）
2,100円